

平成31年度 富山県立となみ野高等学校いじめ防止基本方針

富山県立となみ野高等学校

1 基本理念

いじめは「いつでも、どこでも、誰にでも起こりうる」との認識をもち、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、いじめ防止対策（未然防止・早期発見・早期解決）に組織的に取り組むものとする。

2 いじめの禁止

生徒は、学校の内外を問わず、いじめを行ってはならない。

3 生徒の実態

本校生徒は概して素直であるが、学力や学習意欲、進路意識、生活習慣、人間関係能力等の面において実態は多様である。また、学校生活への適応力を十分備えているとは言えない生徒も見受けられる。

4 学校及び教職員の責務

基本理念にのっとり、生徒の保護者、地域住民、関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止対策に全力をあげて取り組む。

いじめ及びいじめの疑いがあると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

5 組織体制

(1) いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために「いじめ対策委員会」を設置する。

(2) いじめ対策委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、年次主任、教育相談担当、養護教諭 等

※心理や福祉の専門家（SC、SSW等）、さらに事案対応時には関係担任や校長が求めた教職員を必要に応じて追加

(3) いじめ対策委員会の主な活動は、次のとおりである。

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・本校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施
- ・具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめ及びいじめの疑いの相談及び通報の窓口の設置
- ・事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめ及びいじめの疑い事案への対応
- ・本校いじめ防止基本方針の点検・見直し
- ・相談アンケートの定期的な実施とその効果的な活用

6 未然防止

- (1) 全教育活動を通して、心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、道徳教育や人権教育を推進しながら他者を思いやる心を育て、いじめの未然防止を図る。
- (2) 集団の一員としての自覚を育むことで、互いを認め合える学校風土をつくる。
- (3) 生徒が主体的に取り組むHR活動や共生社会講座等、いじめ防止に資する活動の推進に努める。
- (4) 学校として特に配慮が必要な生徒へは、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲生徒に対する指導を行う。
※特に配慮が必要な生徒とは、発達障害を含む障害のある生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒等
- (5) 「いじめを絶対許さない」という強い決意をもち、日頃から生徒・教師・保護者間の信頼関係の構築を行う。
- (6) 教職員の言動が生徒を傷つけたりすることのないように、指導のあり方に細心の注意を払う。
- (7) 月1回開催の職員会議において、問題行動が見られる生徒に関する情報交換を行い、教職員間で情報を共有する。
- (8) いじめ防止基本方針の周知と対応についての共通理解と研修の充実を図り、教師の指導力及び実践力の向上に努める。

7 早期発見

- (1) 昼のST時、生徒の様子に目を配り、気になる生徒に対しては、声かけや面談を迅速かつ適正に行う。
- (2) 教育相談体制を整えるとともに、その窓口を生徒、保護者に広く周知する。なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取り扱いについて適切に取り扱う。
- (3) 個別面談や定期的なアンケートの実施により、生徒理解と疑いも含めたいじめの早期発見に努める。いじめ等に関する情報や心配なことは全て速やかに、年次主任を通して生徒指導主事・管理職、そしていじめ対策委員会に報告する。
※アンケート原本、面談記録等は生徒が卒業するまで、結果をまとめた一覧等の資料は5年間保存。
- (4) 生徒のいじめに関する情報については、教員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながらその対応に当たる。

8 いじめ事案への対処

- (1) いじめ及びいじめの疑いの発見・通報を受けた場合、速やかに、いじめを受けた生徒の安全確保を行う。同時に「いじめ対策委員会」を活用して、関係生徒に対する事実確認並びに適切な指導等を行うとともに、家庭や教育委員会、関係機関とも連携し、組織的に対応する。その結果については生徒指導主事を經由して教頭・校

長に報告する。

- (2) 事実の確認により、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ及びその再発を防止するため、専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- (3) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- (4) いじめ重大事態が発生した場合は、教育委員会に直ちに報告し、必要に応じて専門機関や警察等とも連携して対応する。被害及び加害生徒については、教育的配慮のもとで今後のことを中心に教育委員会と協議する。

9 ネットいじめへの対応

- (1) ネットいじめの現状と対策に関する研修をもち、教職員のいじめに対する対応力を高める。
- (2) 情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の功罪について理解を深める。
- (3) 保護者に対して、学校ホームページ、リーフレット等の配布、懇談会等を通して、ネットいじめの事例を紹介するなど、情報モラルの啓発活動を行う。
- (4) ネットいじめを認知した場合には、書き込みを確認・保存し、書き込んだ生徒に削除させることや、サイト管理者への削除要請を行うことでいじめの書き込み等の削除、拡散の防止に努める。生徒の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれがあるときは、早い段階で警察と連携して対応する。
- (5) 必要に応じ児童相談所、警察署等にも連絡する。

10 再発防止

- (1) 生徒の変化を定期的に確認・検証しながら継続して支援し、いじめの再発や類似のいじめの発生を防止する。また形態を変えていじめが継続されないよう注意する。
※いじめが「解消している」状態の判断
 - ・いじめに係る行為が相当の期間（少なくとも3ヵ月）止んでいること
 - ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- (2) すべての教職員がそれぞれの教育活動において、生命や人権を大切にす生徒を育成する指導の充実に努める。
- (3) 「学校いじめ基本方針」や「いじめ対策委員会」がいじめを受けた生徒を守り、事案の解決を図る体制であることを生徒・保護者に認識される取組を推進する。

11 教育相談体制

- (1) 生徒及び保護者と信頼関係を構築することにより、相談しやすい環境を整える
- (2) 定期の面接週間や生徒とコミュニケーションをとる場面を多く設けることにより、生徒がいつでも相談できる機会をつくる。

(3) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と十分な連携を図りながら、継続的な対応に努める。

(4) 年間計画を作成・実施しながら、生徒の変化を見逃さないように努める。

1 2 年間計画

月	いじめ防止に向けた取組	
4	職員会議（情報の整理と共通理解、相談室整備と利用についての確認、学校基本方針の共通理解）	始業式（学校基本方針の説明） 面接週間（面接のまとめと対応） P T A総会・年次懇談会（学校基本方針の説明）
5	職員会議（情報の整理と共通理解）	
6	職員会議（情報の整理と共通理解）	面接週間（面接のまとめと対応） 被害調査（被害のまとめと対応）
7	職員会議（情報の整理と共通理解）	保護者会
8	職員会議（情報の整理と共通理解）	家庭訪問の実施 ※必要に応じて
9	職員会議（情報の整理と共通理解、前期末のまとめと評価、後期に向けての対応について協議） 対策委員会（前期の評価） 校内研修会（事例検討、対応について協議）	被害調査（被害のまとめと対応）
1 0	職員会議（情報の整理と共通理解）	面接週間（面接のまとめと対応）
1 1	職員会議（情報の整理と共通理解）	
1 2	職員会議（情報の整理と共通理解）	被害調査（被害のまとめと対応） 保護者会
1	職員会議（情報の整理と共通理解）	面接週間（面接のまとめと対応）
2	職員会議（情報の整理と共通理解）	被害調査（被害のまとめと対応）
3	職員会議（情報の整理と共通理解、年度末のまとめと評価、次年度に向けての対応について協議） 対策委員会（後期の評価） 校内研修会（事例検討、対応について協議）	

※ポスター・放送等による啓発は随時行う。